

(省略)

主 文

被告人を懲役7年以上12年以下に処する。

未決勾留日数中360日をもその刑に算入する。

理 由

[罪となるべき事実]

- 第1 被告人(当時16歳)は、Aとの間で、Aから大麻合計約2gを代金1万3000円で譲り受ける約束をした上、みだりに、
- 1 平成25年7月28日頃、岡山県津山市内マンションにおいて、Aから、大麻合計約2gの代金として1万3000円を支払って、大麻草約1gを譲り受け、
 - 2 同年8月6日頃、同市内のレストラン駐車場において、Aから、大麻草約0.5gを譲り受けた。
- 第2 被告人(当時17歳)は、平成26年5月、Bと知り合い、その頃から同年7月頃まで交際していた。被告人は、同年6月頃、Bから、Bの父親が暴力団の幹部であり、大麻1kgを無償で入手することができるなどという話を聞き、大麻を売って金を稼ごうと考え、当時の勤務先を辞め、大麻を付けて買うなどするようになった。ところが、被告人は、同年8月半ば頃、兄からBの父親が暴力団関係者ではないことを聞かされ、Bに対し、被告人にした話がうそかどうか確認したが、Bはうそであるとは認めなかった。そこで、被告人は、Bに直接謝罪させようと考え、同月20日、誕生日プレゼントを渡すことを口実にして、Bを呼び出した。
- 被告人は、
- 1 同日午後5時頃、同市内の歩道上に駐車中の軽四乗用自動車(以下、単に「軽四自動車」という。)内において、B(当時26歳)が、被告人に謝罪しないばかりか、カッターナイフを右手で取り出し、左手で被告人を押しなどし

て降車を求めたことなどに激高し、Bに対し、殺意をもって、その前頸部に持っていた万能はさみの片刃（刃体の長さ約6.9cm。（省略））を1回突き刺し、よって、その頃、同所において、左総頸動脈、左内頸静脈及び左鎖骨下静脈の損傷による失血によりBを死亡させた。

- 2 業務その他正当な理由による場合でないのに、前記第2の1記載の日時場所において、前記万能はさみの片刃1本を携帯した。
- 3 前記第2の1記載の日時場所において、B所有の現金7000円を窃取した。
- 4 同日午後5時6分頃、Bの死体を積載した軽四自動車を運転し、前記第2の1記載の歩道上から同市内の山道脇までBの死体を運搬した上、同日午後5時30分頃、同所において、軽四自動車を放置してBの死体を遺棄した。
- 5 同日午後5時6分頃、同市内の道路において、公安委員会の運転免許を受けなくて、軽四自動車を運転した。

[証拠の標目]

(省略)

[事実認定の補足説明]

本件の事実認定に係る争点は判示第2の1における殺意の有無である。

関係証拠によれば、被告人は、万能はさみの片刃（刃体の長さ約6.9cm。以下、単に「はさみの片刃」という。）を右手で逆手に持ち、軽四自動車の助手席に座り込みながら、運転席に座っていたBの上半身に刺さることを認識しながら、手加減することなく力一杯振り抜いたこと、その結果、はさみの片刃をBの前頸部に刺してBを失血死させたことが認められる。このような被告人の行為は、Bを死亡させる危険性の高い行為であることは明らかであり、被告人はそのような自らの行為を認識していたのであるから、被告人に殺意があったこともまた明らかである。

弁護人は、被告人は、うそをついたBに謝罪をさせたかっただけで、一定の危害を加えることは想定していたが、殺害することまでは考えておらず、Bを殺害する動機はなかったこと、被告人は、はさみの片刃について、Bからの攻撃に対抗する

ための護身用のために自宅から持ち出したことなどを指摘して、被告人には殺意が認められないと主張するが、弁護人の前記指摘は、いずれも被告人が計画的に犯行に及んだものではないことをうかがわせる事情にすぎない。被告人は、その供述によっても、犯行の直前、Bが謝罪しないばかりか、カッターナイフを取り出したことに激高したものであり、Bに対して激しい怒りを抱いていたものと認められる（なお、Bがカッターナイフを取り出したなどという被告人の供述は、軽四自動車の運転席ドア内側のポケットからカッターナイフが発見されていること、被告人は、Bがカッターナイフを取り出したというものの、刃は出ておらず、それで被告人を攻撃することもなかったとも述べており、被告人に一方向的に有利な内容ばかりを供述するものではないことなどから、信用できる。）。このような動機に関する事情は、むしろ被告人が殺意を有していたことを裏付けるものといえる。その余の弁護人の指摘する事情を検討しても、当裁判所の判断は左右されない。

以上によれば、被告人には殺意が認められ、殺人罪が成立する。

[法令の適用]

罰条

判示第1の1, 2の行為

包括して大麻取締法24条の2第1項

判示第2の1の行為 刑法199条

判示第2の2の行為 銃砲刀剣類所持等取締法31条の18第3号, 22条

判示第2の3の行為 刑法235条

判示第2の4の行為 刑法190条

判示第2の5の行為 道路交通法117条の2の2第1号, 64条1項

刑種の選択

判示第2の1の罪 有期懲役刑を選択

判示第2の2, 3, 5の各罪

いずれも懲役刑を選択

併合罪の処理	刑法 45 条前段， 47 条本文， 10 条（最も重い判示第 2 の 1 の罪の刑に法定の加重）
宣告刑	少年法 52 条 1 項（本件は，平成 26 年法律第 23 号の施行前の行為と施行後の行為が併合罪関係にある場合であり，これらの行為のうち，同法施行後の行為に係る罪のみについて同法による改正後の少年法 52 条 1 項の規定を適用することとした場合に言い渡すことができる刑が，平成 26 年法律第 23 号施行前の行為を含むこれらの全部の行為に係る罪について同法による改正前の少年法 52 条 1 項及び 2 項を適用することとした場合に言い渡すことができる刑より重い刑となるときであるから，平成 26 年法律第 23 号附則 2 条ただし書により，その重い刑をもって言い渡すことができる刑とする。）
未決勾留日数の算入	刑法 21 条（360 日）
訴訟費用	刑事訴訟法 181 条 1 項ただし書（不負担）

なお，判示第 1 の 1， 2 の犯行により被告人が譲り受けた各大麻草については，証拠によれば，被告人が全量費消しているから，没収の言渡しをしない。

〔処分及び量刑の理由〕

1 少年法 55 条に基づく家庭裁判所への移送の可否

- (1) 弁護人は，被告人が本件各犯行に及んだ動機には，幼少時の母との離別体験や不安定な家庭環境の影響による被告人の精神的な未熟さが影響していること，本件殺人は突発的なものであり，被害者がカッターナイフを取り出すなどしたことに対する程度を越えた防衛と対抗という面があること，被告人には本件各犯行の一部について自首が成立すること，少年審判時よりも被告人の内省が深まっており，家族関係も改善しつつあること，被告人の問題点を改善するには

少年院での教育が有効であることなどから、少年法55条に基づき、本件を家庭裁判所に移送するのが相当であると主張する。

- (2) 殺人についてみると、本件は被害者の言動をきっかけとした突発的な犯行ではあるが、被告人は、被害者の上半身に刺さることを認識しながら、はさみの片刃を握った手を力一杯振り抜き、被害者を殺害しているのであって、態様は危険で悪質性の高いものである。
- (3) 確かに、少年調査記録（省略）や、弁護士請求の私的鑑定人の公判供述等によれば、被告人には、規範意識が低く、適切な問題解決能力が備わっていないなど精神的に非常に未熟な面がある。このような被告人の資質が、本件各犯行の動機に影響を与えていることは否定できないところ、不安定で規範意識の育ちにくい家庭環境や両親等の被告人に対する関わりが不十分であったことなどが背景にあるものと考えられる。被告人は、平成26年3月には交友関係のトラブル等から腹部を果物ナイフで刺して自殺未遂をするに至っているが、その後も両親等から適切な支援等を受けることができていない。少年である被告人が、このような資質上の問題を有していることは一定程度被告人に有利に考慮することはできるが、被告人の知的能力、生活歴等も踏まえると、その責任を大きく減少させるものとはいえない。

また、被害者は当時26歳の成人であったところ、当時17歳の少年であった被告人に対し、大麻の売人となることを唆すかのようなうそを言い、うそであることを知った被告人から謝罪を求められてもこれを拒絶し、カッターナイフを持ち出すなどしており、被害者に適切さを欠いた言動があったといわざるを得ない。もともと、そもそも大麻の取引自体が違法で反社会的な行為であり、被害者にうそをつかれたとはいえ、そのような取引で利益を得ようと考えたことについては、酌むべき事情があるとはいえない。また、被害者は、カッターナイフを取り出してはいるものの、被告人に対し、降車を求めただけであり、危害を加えようとしたものではなく、その余の言動を考慮しても、被害者に殺

されなければならないような落ち度があったとまではいえない。

- (4) そして、被告人は、判示第2の1, 2, 4, 5の各罪について、犯行の数日後に自首しているが、他方で、被害者を殺害した直後、被害者の財布から現金を窃取し、死体を遺棄する等の各犯行を行っている。被告人は、死体遺棄現場から立ち去る際、死体を燃やそうとして軽四自動車内に火を付けた上、後日、死体遺棄現場に戻り、凶器や被害者の携帯電話機を捨てるなどの罪証隠滅行為にまで及んでいる。犯行後の状況は悪質である。
- (5) そうすると、その余の弁護人の主張を検討しても、本件各犯行に及んだ被告人を保護処分につすることが社会的に許容されるような特段の事情があるとは到底認められない。大麻取締法違反は殺人の動機と関連しており、また、その余の各犯行は、殺人と一連のものであるから、被告人に対しては、全体として刑事処分を科すのが相当である。

2 量刑の理由

殺人については、前記のとおり、態様は危険で悪質性の高いものである。犯行により被害者の尊い命が奪われたものであって、結果は極めて重大であることはいうまでもない。まだ年若い被害者を失った遺族らの悲しみは深く、意見陳述をして厳しい処罰感情を示しているのも当然である。前記のとおり、被告人は、資質上の問題の影響や、被害者の言動がきっかけとなって犯行に及んだものであり、この点については、被告人に有利に考慮することはできるが、被告人の責任を大きく減少させるような事情は認められない。その上、犯行後の情状も悪質である。

以上の事情に、同種事案の量刑傾向（ただし、平成26年法律第23号による改正〔以下「平成26年改正」という。〕前の少年法によるもの）や平成26年改正の趣旨も踏まえると、本件は、少年である被告人が被害者1名を殺害した事案の中では、軽い部類に属するものとはいえ、平成26年改正前の少年法に定める不定期刑の上限（懲役5年以上10年以下）を下回るものではないが、平成26年改正後の少年法に定める不定期刑の上限（懲役10年以上15年以下）を

科すべきとまでは評価できない。

そして、被告人が本件について事実関係を素直に供述し、私的鑑定を経て自らの問題点に向き合おうとするなど反省の態度と更生への意欲を示しており、少年審判時よりも内省が深まっていることがうかがわれること、父親に促されたにせよ本件各犯行の主要な部分につき自首が成立すること、情状証人として出廷した父母が、私的鑑定の結果も踏まえて、これからは被告人に対する関わりを深めるなどして家庭環境を見直す旨供述していること、被告人にはこれまでさしたる非行歴がないことなどを考慮して、主文の刑が相当であると判断した。

(求刑 懲役10年以上15年以下)

平成28年2月9日

岡山地方裁判所第1刑事部

裁判長裁判官 松 田 道 別

裁判官 國 井 香 里

裁判官 青 木 勇 人